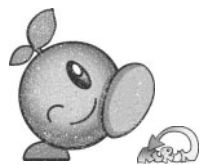


主な内容

- 2 面 第24回小岩菖蒲園まつり
- 3 面 区民健診実施中！
- 8 面 住民税の第1期納期限は6月30日(木)です

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

2005



環境フェア

6月4日(土)

雨天
実施

10時～15時・総合文化センター

京都議定書が発効された今年、環境フェアでは地球温暖化対策に重点を置き、体験しながら楽しく学べるクイズやゲームなどのコーナーを、一層充実しています。

えどがわエコセンターも環境にやさしいまち「エコタウンえどがわ」の実現に向け、様々な催しを企画しています。ご家族そろって、お越しください！
問 環境推進課推進係 ☎(5662)1991

見てみよう！
体験してみよう！



主な催し

エコセンターコーナー

植物油を使った石けん作り／枝を使ったクラフト／太陽光発電による携帯電話の充電／紙飛行機大会(時11時30分から・先着50人・新聞折り込みのチラシ)



地球環境を考えよう

エコたわし作り／紙すき体験／花・葉を使った染色体験／天然ガス車の展示／実験！地球温暖化

みんなでリサイクル

リサイクルマーケット／ごみ・資源分別ゲーム／リサイクル自転車の販売／牛乳パック工作(牛乳パック)／学校給食から出た生ごみで作った肥料の配付／清掃車の展示

犯罪・災害から身を守ろう

はしご車展示／起震車体験／防犯グッズ紹介／シートベルト体験車で衝突体験／ミニ消防士・白バイ乗車記念撮影

自然とふれあおう

ふれあい動物村／ハーブのポプリ作り／花鉢アレンジ講習会／葎笛・葎簾作り／草花と観葉植物の販売

その他

映画「ファインディング ニモ」上映(時10時30分から・13時から)／人形劇「省エネルギー・マペットシアター」／「環境戦隊ステレンジャー」ショー／地球温暖化〇×クイズ大会／スモーカー(分煙スペース車)／フワフワランド／模擬店

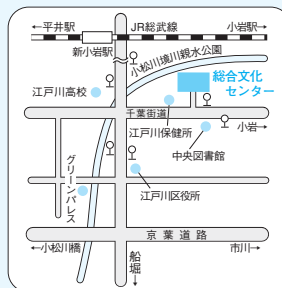
会場案内図

総合文化センター(中央4～14～1)
《交通》

▶新小岩駅・船堀駅から都バス新小21・22で「江戸川区役所」「江戸川高校」下車 徒歩約5分

▶小岩駅から都バス錦27・京成バス小74で「江戸川文化センター」下車

◎地球温暖化防止のため、バスなど公共交通機関・自転車などをご利用ください。



ゴスフォード市長 本区を訪問！



■(左から)多田区長、トリシア・ブルックス市長夫人、マルコム・ブルックス市長、ジム・マックファディエン副市長、ピーター・ウィルソン ゼネラルマネジャー

▶姉妹都市オーストラリア・ゴスフォード市の市長一行が、5月12日に来日。多田区長や区議会を表敬訪問し、今後も相互の交流をより深めていくことを固く約束しました。

▶一行は、区内の施設などを視察し、22日に帰国しました。

子どもが多い本区では、その子どもたちが勤労体験を身につけて将来立派な社会人として活躍できるように、5日間の体験学習を中学校33校全てで実施することにしました。これには中学2年生4500名全員が参加します。既に何校かで始めていますが、ありがたいことに多くの企業が積極的に協力をしてきています。次の世代を育てるために地域を挙げて支援する、まさに地域力なくしてできる事業ではありません。本区ならではの素晴らしい姿だと思います。

江戸川区長 多田正見
町中のお店や工場、施設などでオレンジ色の腕章をつけた中学生を目にするのが多くなると思います。その腕章には「職場体験中！チャレンジ・ザ・ドリーム」と記されています。中学生の職場体験学習です。今、フリーターとかニートとか、若い人たちの勤労に対する意欲が大きな社会問題として指摘されています。人は成人するまでは親や家族に養育されますが、ひとたび成人すれば、これだけは絶対に成し遂げなければならぬ責任があります。それは自立、つまり働くことなのです。

ホット
ライン



広報

えどがわ

2005年 6/1
平成17年

税情報ホームページ

8

住民税の納め方、よくある質問などの情報を掲載しています。ご覧ください。

HP http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_zei/index.html

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

住民税の第1期納期限は6月30日(木)です 期限内の納付をお忘れなく!

住民税の納め方

(特別区民税・都民税)

自営業・アルバイト・年金収入などの方
個人で納める方

「特別区民税・都民税納税通知書」を6月10日(金)以降に郵送します。
※通知書が届かない方⇒下欄「よくある質問」のQ1へ。



普通徴収

◆納付は年4回です

17年度の納期限

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日(木)	8月31日(水)	10月31日(月)	18年1月31日(火)

納める場所 区役所、各事務所、特別区指定の金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協)、関東地方各都県・山梨県の郵便局

◆納税は便利な口座振替を!

17年度第2期分から引き落としを始めます。
☎ 納税係 ☎(5662)1013



みんなの暮らしに活用します

17年12月以前に退職する場合
⇒「特別区民税・都民税納税通知書」を送付しますので同封の納付書で納めてください(納付回数・時期は退職の時期により異なります)。

18年1月以降に退職する場合
⇒退職時の給与や退職金などから一括で天引きされます。給与明細書でご確認ください。

給与から天引きして納める場合
⇒新しい勤務先に納付方法についてご相談ください。
※天引きを継続できない場合は普通徴収となります。

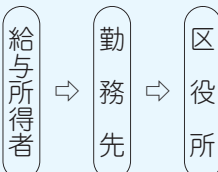
サラリーマン・給与所得の方
給与天引きの方

「特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書」を区から勤務先へ5月10日に発送しました。勤務先からお受け取りください。



特別徴収

毎月(6月～18年5月)の給与から天引きし、勤務先から区へ納入されます。



定年または中途退職する方

転職する方

よくある質問

Q1 税金のお知らせ「納税通知書」が届かないのですが?

A 普通徴収で16年中の年収により非課税となった方は通知されません。そのほかの方はお問い合わせください。

▷葛西事務所管内の方⇒課税第二係 ☎(5662)1009

▷そのほかの方⇒課税第一係 ☎(5662)1008

Q2 事故や病気、失業などの事情で納期限内に納められなくなった場合は?

A 生活状況をお聞きしながら相談に応じます。

そのままにせず、必ずご相談ください。

▷17年度分⇒納税係 ☎(5662)1013

▷16年度以前分⇒滞納整理係 ☎(5662)6354



Q3 滞納すると、どうなるのですか?

A 納期限までに納めないと、住民税のほかに延滞金(年利は14.6%)が加算されます。また、納めている方との公平性を保つため、ご相談がない場合は、財産調査のうえ、債権・不動産などの差し押さえ処分を行います。

あなたの税 みんなの暮らしに 生きています

17年度一般会計予算額を1万円に換算すると…

